

Title	蝦夷種族論序説(上)
Sub Title	On the Emishi (蝦夷) tribe : an introduction (I)
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.2 (1964. 8) ,p.25(141)- 50(166)
JaLC DOI	
Abstract	筆者が一応独自の観点に立つ"蝦夷アイヌ説"を世に問うてから、すでに十余年の歳月が流れた。その間の研究成果は、学位請求論文として纏められたが、まだ改訂を加え、再考を要する点も残されているので、容易に出版、公表の機をえないし、本誌にのせた数篇の小稿は、そのうちから、発表が可能な部分をぬき出したものにすぎなかつたから、筆者の意図するところの全貌を明らかにしておらず、読者の十分な理解をうることができなかつた。従つて、予め期待したような批判らしき批判、聞くべき高評をうけることが少なく、まして、多くの賛同を勝ち取ることもなく打ち過ぎたといえる。今回久しぶりに執筆の機をえたので、従来欠を補なおうと考えたが、完璧を期するには紙面に限りがあり、期限も迫っているため、最初の論文が早くから入手困難とされている現在、改めて再説を試み、えみし(蝦夷)文化の復原を中心に、全体を要約する形で筆をとることにした。もちろん、できる限り旧稿を補訂し、その欠を補うことを目的としている。また私事ではあるが、さきに本研究の直接の恩師である、松本芳夫教授の古稀記念号が刊行された際には、病後のため祝意を表す機会を失い、今春には測らずも先生の勇退が現実となるに至つたので、改めて感謝の微意をこめて、この小論を捧げたいと思う。従つて、最近の筆者の考えには動揺もあるが、教授の示唆による"種族論"ということばを、今回も用いた次第である。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 蝦夷種族論序説(上)

清 水 潤 三

筆者が一応独自の観点に立つ『蝦夷アイヌ説』を世に問うてから、すでに十余年の歳月が流れた。その間の研究成果は、学位請求論文として纏められたが、まだ改訂を加え、再考を要する点も残されているので、容易に出版、公表の機をえないし、本誌にのせた数篇の小稿は、そのうちから、発表が可能な部分をぬき出したものにすぎなかつたから、筆者の意図するところの全貌を明らかにしておらず、読者の十分な理解をうることができなかつた。従つて、予め期待したような批判らしき批判、聞くべき高評をうけることが少なく、まして、多くの賛同をかちえることもなく打ち過ぎたといえる。今回久しぶりに執筆の機をえたので、従来の欠を補なおうと考えたが、完璧を期するには紙面に限りがあり、期限も迫つているので、最初の論文が早くから入手困難とされている現在、改めて再説を試み、えみし(蝦夷)文化の復原を中心に、全体を要約する形で筆をとることにした。もちろん、できる限り旧稿を補訂し、その欠を補うことを目的としている。また私事ではあるが、さきに本研究の直接の恩師である、松本芳夫教授の古稀記念号が刊行された際は、病後のため祝意を表する機会を失い、今春には測らずも先生の勇退が現実となるに至つたので、改めて感謝の微意をこめて、この小論を捧げたいと思う。従つて、最近の筆者の考えには動揺もあるが、教授の示唆による『種族論』ということばを、今回も用いた次第である。

## 一 “えみし” 文化の復原的考察

“えみし”がアイヌの遠い先祖であるか、日本人と全く同じで、ただ辺境に住み、文化的に一步遅れていたにすぎないものであるか、という論争には、多くの専門科学に基く、幾多の論議がなされ、また同じ科学の中においても、利用される資料や対象が多方面に亘つて、複雑多岐の様相を呈し、その全体を把握することは容易でない。しかも、それらの結論が、必ずしも何れか一方にのみ偏つた結果をもたらさないから、直ちにアイヌ、非アイヌのいずれとも決しえず、定説の生まれがたい状態のまま、推移してきたのであつた。そこに筆者が総合的、体系的研究の必要を繰返し主張してきたわけがある。つまり、たとえば體質人類学の研究結果が日本人説に有利であるからといって、文献の示すところや、言語学からみちびかれた結論を無視することは妥当でない。逆に後者から體質人類学の主張するところを、直ちに誤りと断ずるわけにはいかない。要は多数の研究を一応並列し、相互の関係を検討して、何れの所説(結論)を採用した方がより合理的であるかを、明らかにすべきであり、同時にその際、反対の結論をみちびいた所説には、何等かの誤り、乃至は論理的飛躍が含まれてはいないか、別途の解釈を加えうる余地がありはせぬかを、慎重に考察すべきである。と考へたのである。本稿ではこの線にそい、全てに亘つて詳しく論ずる暇はないが、私なりの方法の大綱を繰りひらげてゆくつもりである。

さて、この基本的態度からすると、従来の研究における大きな欠陥は、古代“えみし”の文化を正しく把握する努力を怠つたことにあるといえよう。たとえば考古学的研究を利用する際、彼等が農耕民であるのか狩猟民であるのか、石器時代に止まつていたか金属器を利用していたか、というような点が明らかにされないのに、今日われわれの眼にふれ

る遺跡遺物のどれが“えみし”の残したものであるかを判定しうるとは思われぬ。昭和十年頃の喜田山内両氏の論争経過が、この過ちをあまりにも明瞭に物語るのではなからうか。その他の諸科学についても、全く同じことがいえるのであるから、ここでも、旧稿と同じく、まず文化の復原から出発したいと思う。この際、今日においては、文献に基づくよりほかに途がないことは、改めて説くまでもあるまい。

## 一、生 業

文化の復原に当つては、古代“えみし”がいかなる生産手段によつて生活を維持したかを、第一に明らかにせねばならぬ。文化の諸相のうちで、この問題が最も基本的なものと考えられるからであつて、何人も異論の余地なきところである。筆者は“えみし”は本来狩猟民であつたとみるのであり、年代の著しく降つた時代にも、狩猟漁撈をもつて生活を営むものが、多数存在したという結論に達している。すなわち、文献に現われる古代“えみし”の描写は、大体において狩猟民のそれであり、農耕民のものとは受けとれぬ記述が多教に上るからである。今いくつかの例を挙げるならば、景行紀四十年秋七月条の記事であるとか、斉明紀四年夏四月条に「阿部臣率舟師一百八十艘伐蝦夷……罽田蝦夷恩荷進而誓曰。不為官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持……」と記され、斉明紀五年秋七月条所引の伊吉連博徳書には「天子問曰。其国有五穀。使人謹答。無之。食肉存活。」とあるなど、そのままでは、疑問をさしはさむ余地はない。降つて平安朝に入つても、類聚三代格延暦十七年四月十六日の官符に「狩漁為業。不知養蚕。加以居住不定。浮遊如雲。」の語句があり、空海の詩「贈野陸州歌並序」(性靈集)にも「不佃不衣遂麋鹿」と見えるから、都の人びとは、依然として“えみし”を農民とは考えていなかつたことが解る。高橋富雄らは書紀をはじめとする古記録の記述を疑い、田名網宏らも、これらの文章は誇張であるとか、同時代の記録でないからとか、中国史書の文をそのまま借りたもので、実情を

記したのではないなどの理由で、信用しがたいと述べているが、筆者はたとえ、それらが奈良時代における書紀編纂  
当時に書かれたものであろうとも、また中国の文章を借用したものであつても、当時の中央の人たちの「えみし」に  
関する知識に合致していたからこそ、かような文を載せたのであつて、これらが事実と反する虚構の記事とは断じえない  
と思う。もし論者の説を容認するならば、史学研究そのものを否定することになりはしないかをおそれるものである。  
この見解を補足するものとして、貞観十八年六月十九日の太政官符（類聚三代格）に「夫辺域為体。依養夷俘。常事殺  
生。加以正月五月二節。為用俘饗。狩漁之類不可勝計。殺生之基。畜在此府」とあるのを挙げよう。ここでも「えみ  
し」の食料が、主として獣魚肉であつたことが明示されているし、延暦二十一年六月二十四日の太政官符に「渡嶋狄等  
来朝之日。所貢方物。例以雜皮。而王臣諸家競買好皮。所殘惡物以擬進官。」（類聚三代格）とあるのを見れば、一層さ  
きの見解が裏づけられるといえよう。ただし、前に述べたように、二つの考え方の何れが正しいかは、他の資料、或い  
は別の科学の研究結果と対比しながら、判定すべきものであるけれども、筆者は文献の示すところを、軽々しく否定す  
べきではないとする、基本的態度を堅持することを明らかにして、ひとまず先を急ぐことにしたい。なお、前に引いた  
延暦十七年四月十六日の官符に「狩漁為業」とあるほかは、靈龜元年十月丁丑紀に「又蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖  
以来。貢獻昆布。常採此地。年時不闕。」とあり、天長八年二月九日条（類聚国史）に「甲斐国俘囚吉弥候部三氣麻呂。  
同姓草手子二烟。附貫駿河国。便魚塩也。」とあつて、ともに漁者の存在を示すらしい記事といえるが、それ以外に漁業  
専従者と認めてよい例証は意外に乏しい点に注意しておこう。特に靈龜の例は君姓をもつ蝦夷で、請願してその住地閉  
村に郡家をたてているから、純然たる漁者であつたかどうか、かなり疑いがある。<sup>(6)</sup>従つて、管見にふれた文献に基く限  
り、「えみし」の主生業は狩猟と考へた方がよさそうであるが、たとえ漁業が盛んに行われたにせよ、採集経済の段階

にあつたことに変わりはない。

次に高橋富雄は「えみし」の馬の飼養について、延暦六年正月二十一日の官符（類聚三代格）などに見えた馬の交易は「蝦夷のがわには、貿易によつて、内国のすぐれた文化様式を買い入れることができるだけの産業が、「牧畜」として、すでに成立していたことになる。蝦夷社会が自主的に生産社会に入つていたことがわらう。……原始的狩猟段階から農耕段階に移行する上での過渡的な、特殊蝦夷的な生産様式であるといつてよいであらう。それをめぐつて、原始的な山地農耕<sup>11</sup>畑作みたいなものはじまつていたであらう。この牧畜農耕を踏み台にして、彼らはその上に本格的な農耕段階つまり水稻農業の段階を、実現しようとしていた。」と説いている。（蝦夷二六九頁）「えみし」の馬について特記したのは、筆者を最初とするかと思うが、延暦六年の官符以外にも、扶桑略記養老二年八月乙亥条に「出羽并渡島蝦夷八十人來。貢馬千匹。則授位祿。」、日本後紀弘仁六年三月二十日条に「通使於辺邑。求馬於夷狄。」、三代実録貞觀三年三月二十五日条に「禁陸奥国出境内之馬。」などとあつて、「えみし」が驚くべき多数の馬を飼養していたことは疑いない。同時に正倉院文書の天平六年尾張国正税帳、同十年の駿河国正税帳に陸奥国進貢馬のことが見え、その伝統がはるか後世に及んでいることも見逃しえない。しかし筆者が前稿で多くを論じなかつたのは、「えみし」の馬が日本側から伝えられたとは思われず、日本における馬の利用はむしろ遅れて発達したもので、半島進出以後のことと思われるし、<sup>(8)</sup>右の文献が現われる頃にあつても、朝廷側から見れば「えみし」の馬に対する依存度が高かつたことになるのであるから、「えみし」が意外に遠い昔から日本海を越え、北鮮乃至は沿海州南部の騎馬民族と交渉をもち、馬の飼養を学んでいたのではないかとも疑われてくるが、確認はむづかしいからであり、また「えみし」の馬が騎乗の用に供せられたことは明らかで、続日本後記承和四年二月八日条に「陸奥国言……況復弓馬戦斗。夷獠之生習……。」とあり、性霊集

に「走馬弄刀如電擊」とあるほか、「甲斐国言。夷俘等狼性未改。……或掠牛馬。任意乗用。」(類聚国史延暦十九年五月二十二日)などの記録から確言しうるが、食用に供した確証は全く見出されず、対日貿易の目的で飼養がはじめられたとも見なしがたい点などから、態度を保留したのであつて、高橋説のように簡単に論じ去ることは適當ではなからう。牧畜が狩猟と農耕の中間に位する生産手段発展の一段階であることは認めうるが、その過程において、各段が順序よく、必ず踏まれていったものでないことも、すでに証明されている。日本の場合はその好例であつて、牧畜は農耕に進むための必須の前段階とはいえない。前稿においては、暗々のうちに生業としての牧畜を考えていたが、今日ではむしろ文化史的に見て、馬の利用は食用↓馱載↓牽引↓騎乗と進んだとする説が正しいとすれば「えみし」のそれは意外に進歩した階程に達していた点を、再び指摘するに止めておくのが妥当と認められるのである。それよりも、次に「えみし」の農耕について詳論すべきで、結論を先にいうならば、「えみし」の生業は日本人の強い影響のもとに、狩猟から直ちに農耕への道をたどつた、と見て然るべきものと思うのである。

さきに述べたところからすれば、「えみし」が狩猟民であり、少なくとも採集経済の段階に止まつていたことは、疑問の余地がないように見える。ところが文献の上には、これとは全く相反した記事、すなわち彼等が農耕に従事したと認むべき史料が、驚くほど多く現われているのであつて、この問題の解決を極めて困難なものにしている。そこで、「えみし」日本人説をとる人びとは、この点から筆者の説を強く批判されるのであり、高橋富雄のように、人種論には直接触れることを避けながら、研究の基礎をその上に打ち樹てている人もあるから、すでに筆者の見解は、<sup>(9)</sup>旧稿において明らかにしてあるけれども、改めて論ずる必要がある。

はじめに賜姓、建郡、編戸を記すものを含めて、史料を列記するかたちで挙げてゆくと、管見の及ぶところでは、次

のものが最も古い例で、(1)「越蝦夷伊高岐那等。請俘人七十戸為一郡。乃聽之。」(天武紀十一年夏四月甲申条)とある。次いで、(2)統紀和銅三年四月辛丑条に「陸奥蝦夷等請賜君姓同於編戸。許之。」、(3)同靈龜元年十月丁丑条「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言。……請於香河村。造建郡家。為編戸民。永保安堵。」、(4)同天平二年正月辛亥条「陸奥国言。部下田夷村蝦夷等。永悛賊心。既從教諭。請建郡家于田夷村。同為百姓者。許之。」、(5)同天平九年四月戊午条「仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人。遣海道。」、(6)同天平宝字二年六月辛亥条「陸奥国言。去年八月以來。歸降夷俘。男女惣一千六百九十余人。或去離本土。歸慕皇化。或身涉戰場。与賊結怨。惣是新來。良未安堵。亦夷性狼心。猶予多疑。望請。准天平十年閏七月十四日勅。量給種子。令得佃田。永為王民。以宛辺軍。許之。」、(7)同延暦九年五月庚午条「陸奥国言。遠田郡領外正八位上勲八等遠田公押人歎言。己既洗濁俗。更欽清化。志同内民。風仰華土。然猶未免田夷之姓。永貽子孫之恥。伏望。一同民例。欲改夷姓。於是賜姓遠田臣。」、(8)日本後紀延暦十八年三月壬子条「停出羽国山夷祿。不論山夷田夷。簡有功者賜焉。」、(9)同弘仁三年四月庚子条「出羽国田夷置井出公菅麻呂等十五人賜姓上毛野緑野直。」、(10)同弘仁三年九月戊午条「陸奥国遠田郡人勲七等竹城金弓等三百九十六人言。己等未脱田夷之姓。永貽子孫之恥。伏請改本姓為公民。被停給祿。永奉課役者。勅可……」などの諸例が挙げられるのである。

さて右の記事に現われた「えみし」たちが、どれだけ農耕に習熟し、律令制下の農民と同じ課税を負担しえたか、といえ、にわかには何れとも断定できないと思う。しかし編戸の民となることを許されたり、建郡をみた土地の住民が狩猟民であつたとは見なしがたい。この間の事情については、高橋富雄が「蝦夷」のうちで(八五頁)見事に論じつくされてるが、類聚国史延暦十年十一月二十八日条に「永免出羽国平鹿。最上。置賜三郡狄田租」とあるから、一応は田租を負担したものがあつたと見るべきであろう。また延暦六年正月二十一日の官符(類聚三代格)には「綿既着賊襖胄

鉄亦造敵農器」の文が見えるから、鉄製農具の使用されたことも認められるのであり、日本後紀弘仁二年七月辛酉条には「今伊加古等。練兵整衆。居都母村。誘弊伊村夷。将伐己等。伏請兵粮。先登襲擊者。臣等商量。以賊伐賊。軍国之利。仍給米一百斛。奨励其情。許之。」とあつて、彼等が米食を常としたことが窺われ、同四年二月戊申条には「制。損稼之年。土民俘囚。咸被其災。而賑給之日。不及俘囚。飢饉之苦。彼此応同。救急之恩。華蛮何限。自今以後。宜准平民。預賑給例。……」と記され、右の推測を裏づけている。それ故、農耕を行う「えみし」の存在は確實であると、奈良時代の「えみし」は農民化を完了しており、狩猟民ないしは野蛮人的な表現をとる記事は、すべて律令政府官人の蔑視に基く、誇張的な修辭にすぎないと主張する学者も多い。門脇禎二、氏家和典、高橋富雄らは、みなこの立場に立つている。<sup>11)</sup>

しかしながら、さきに述べたように、「えみし」を狩猟民と解すべき史料も厳として存在する以上、何れか一方をとつて他を否定することは、やや早計にすぎ、筆者のくみしえぬところである。すでに、旧稿<sup>12)</sup>において詳論したように、両者を共に事実を記すものと認め、狩猟民と農耕民の両者が同時に存在したと解するのが穏当ではなからうか。この提案に対し、これまで正面から、正確な論拠を挙げて反論した例を知らないが、賛意を表して一層解明に向つて前進を試みた者も皆無であるのは不思議である。高橋富雄は「蝦夷」(二六二頁)において筆者の意図を正しいものと認めながら、自説の展開に當つて、全く採り入れようとはされなかつた。思うに文化の段階を重視するのあまり、二つの異つた生産段階に属するものが、同時に並び存するはずがなく、ありうべからざることと見なされたのではあるまいか。もしそうであるならば、後に詳しく述べる考古学における過まちを、ことさらに歴史学においても冒したことになるのであつて、遺憾なことといわねばならぬ。しかし多くの人びとの疑念を解くために、そのような事実の存在が確實であるこ

とを、さらに裏付ける努力を怠ることはできないから、なお論述を進めていこう。

狩猟民と農民化したものとの、二通りの“えみし”が存在したことを示す、たしかな文献が残された理由を明らかにするに当つて、第一に想起されるのは、彼等が古くは前者であつたが、時代の降るにつれて農耕技術を習得していつたためではないかという疑問であろう。ところが「狩漁為業」と明記した太政官符が延暦十七年（A. D. 789 年）のものであり、彼等の食料が獣魚肉であることを推測させる貞観十八年の官符が、八七六年のものであるのに対して、“えみし”が編戸の民とされた記録は天武天皇十一年（683 年）、和銅三年（710 年）などの条に、早くも現われているのであるから、時間的な差によるものでないことは明瞭である。

次には、地域差ではないか、とする疑問が検討されねばなるまい。この観点からすると、さきにあげた天武紀十一年の伊高岐那や、和銅三年の邑良志別君宇蘇弥奈らは越蝦夷、陸奥蝦夷とあつて、その住地が明らかでないけれども、天平二年の田夷村の建郡と、延暦九年の遠田郡領改姓の記録は、遠田・小田・新田三郡の地域におけるもので、今日の小田町の周辺であろうと見られ、当時の華夷境界線に近い地域における出来事であるが、弘仁二年の都母村の伊加古は岩手青森県境附近の“えみし”であつて、他の史料を通覧しても、年代の下降に伴い、漸次奥地に農民化した例が現われてくる傾向が認められるから、日本人が進出発展するに伴い、周辺に住む“えみし”が影響を受けて農耕をはじめるに至つた、という大勢は容認されてよからう。ただ、必ずしも律令政府の出先官憲と関係をもつたもののみが、農耕に従事する“えみし”の全部ではなく、意外にも早くから遠隔の地に、農耕文化が移し植えられていた疑いのある点を保留しておこう。俘囚の名で呼ばれるものは、一般には日本人の前進拠点の近傍に住み、ある程度農耕に習熟し、同化の程度が進んだ“えみし”で、多くは律令制官人と交渉をもつた人たちである。戦場で捕虜となつたものか、自発的に友

交を求めたものは別として、大体において彼等は日本文化にあこがれ、完全な同化を目標に努力し、賜姓を請い、編戸の民となることを理想とし、ついに田夷の姓を改めて、日本人の中に没入して行つたのであるが、その他にも奥地にあつて農耕を業としたものがあつたことは、前引統紀天平宝字二年六月辛亥条に「陸奥国言。去年八月以来。帰降夷俘。男女惣一千六百九十余人。……惣是新来。良未安堵。……望請。准天平十年閏七月十四日勅。量給種子。令得佃田。永為王民。……」とあるのによつて窺われる。この夷俘はすべて新顔であり、さきの俘囚とは事情が異つているにもかかわらず、種子と田を与えれば、すぐに耕作を行いうるものであつた。天平十年の勅は今日伝わらないが、天平宝字二年の場合が唯一の特例でないことを示す点を、重視すべきである。考古学の進歩に伴い、東北地方北半部の「えみし」の楽園と見なされるところに、青森県田舎館、岩手県常盤のような、弥生式土器を出土する遺跡が点々と発見されつつある事実とあわせて、この方面に農耕文化の素地が築かれたのは、決して新らしいことでないことが知られる。古くから日本人の側でも、新天地を開拓しようとするパイオニアが、特に中央政府の助力をまたずに、着々と北進をつづけていたであろうし、それらと接触した「えみし」の中にも進歩分子があつて、新文化の受容に努めていたと推測される。奈良時代に入ると、統紀宝龜三年十月戊午条に「下野国言。管内百姓。逃入陸奥国者。……前後入者惣八百七十人。……彼土近夷。民情險惡。遙相容隱。猶不肯出。」とか、降つて日本後紀弘仁二年正月甲子条にも「又陸奥出羽兩國。土地曠遠。民居稀少。百姓浪人。随便開墾。国司巡檢。随即収公。是以人民散走。」とあり、文徳実録齊衡元年四月壬午条には「陸奥国奏曰。去年不登。百姓困窮。兵士逃亡。」、三代実録元慶三年三月二日壬辰条には「国内黎民。苦来苛政。三分之一逃入奥地。」などに見えるように、浮浪逃亡の徒が陸奥出羽の国内を潜行しており、それらのうち少なからぬものが夷地に逃れ入つたことが知られる。また天応元年正月朔日の勅（統紀）に「又如有百姓為皆麻呂等被誑誤。而能奔賊来

者給復三年。」の句があり、伊治公皆麻呂の乱に際し、夷軍に投じた日本人の存在が明らかにされ、甚だしきに至つては、延暦十八年二月乙未条（後紀）に「流陸奥国新田郡百姓弓削部虎麻呂。妻丈部小広刀自女等於日向国。久住賊地。能習夷語。屢以謬語騷動夷俘心。」と記されているように、夷地に住みついて彼等を煽動し、秩序を乱すものすらあつた。後年のシャクシャインの乱における、庄太夫のような役割をなす者が、すでに現われているのは興味深いが、このような日本人が「えみし」文化を向上させる上に果たした役割を、軽視すべきではあるまい。さらに征夷軍に従つて陸奥に下り、逆に捕虜とされ、奥地につれ去られたものがある。続紀神護景雲三年十一月巳丑条に「陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位下勲七等大伴部押人言。……昔者先祖大伴部直征夷之時。到於小田郡嶋田村而居焉。其後。子孫為夷被虜。歷代為俘。……拔彼虜庭久為化民。望請。除俘囚名。為調庸民。」、全四年（宝龜元年）四月朔日条に「陸奥国黒川。加美等一十郡の俘囚三千九百廿人言曰。己等父祖。本是王民。而為夷所略。遂成賤隸。今既殺敵歸降。子孫蕃息。伏願。除俘囚之名。輪調庸之貢。」とあるように、日本人の捕虜が奥地に連れ去られた場合も少なくなかつた。農耕生活の優秀性を認識し、日本人に対抗するために、文化社会の向上を目指した「えみし」の有識者によつて、このような者が利用されたであろうことは、十分想定しうる。胆沢を中心とする農耕社会の発達と強力な抵抗も、この点から理解されるべきであり、弘仁年間における弊伊、爾薩体、都母などの諸村の「えみし」たちも、日本軍の進出を見ないうちに、高度の発展をなしとげていたようである。

次に、俘囚について考察を加えることにしよう。俘囚が戦いによる俘虜、もしくは帰順を願ひたもので、律令官憲の庇護下にある農耕民であつたことは疑いない。古く江次第抄に「俘囚本是王民而為夷所略遂成賤隸故云俘囚或云夷俘……」という記述があるために、俘囚は日本人であるとする説が生じ、「えみし」日本人説をとる人たちには絶好の史

料とされているが、この文は江家次第の著者大江匡房か、次第抄の編者一条兼良のいずれにしても、さきに挙げた続紀神護景雲三年十一月己丑条、同四年四月朔日条に基いて、誤った解釈を下したものであることは明らかであり、俘囚に關する六国史の記載を網羅してみるならば、明らかに特殊な場合と認められるのであつて、俘囚が“えみし”であることには一点の疑いもない。十五世紀を遡らぬ、江次第抄によつて論をなす当否はいわずして明らかであろう。そこで当面の問題としては、“えみし”が内地にうつされ、俘囚の名のもとに、律令制下の王民となりうるための教育を受けた、という事実にとらわれてくる。その際、さきに触れた神護景雲三年十一月、宝龜元年四月の二つの記事に見えた大伴部押人らをもつて、もともと“えみし”であり、道嶋宿弥島足の栄進を機に、虚偽の申立をして、巧みに俘囚の名を除かれたとする見解は容認しがたい。<sup>(14)</sup> “えみし”と日本人は體質を異にすると信ずるからであり、その点は後に論ずるであらう。

俘囚の内地移配については、先学の研究が少なくない。延喜式卷二十六主税上の諸国出挙正税公廩雜稻の項に見えた俘囚料を計上する国々は、伊勢(一千束)、遠江(二万六千八百)、駿河(二百)、甲斐(五万)、相模(二万八千六百)、武蔵(三万)、上総(二万五千)、下総(二万)常陸(十万)、近江(十万五千)、美濃(四万二千)、信濃(三千)、上野(二万)下野(十万)、越前(二万)、加賀(五千)、越中(二万三千四百三十三)、越後(九千)、佐渡(二千)、囚幡(六千)、伯耆(一万三千)、出雲(一万三千)、播磨(七万五千)、美作(二万)、備前(四千三百四十)、備中(三千)、讃岐(二万)、伊予(二万)、土佐(三万二千六百八十八)、筑前(五万七千三百七十)、筑後(四万四千八十二)、肥前(一万三千九十)、肥後(十七万三千四百三十五)、豊後(三万九千三百七十)、日向(一千百一)、の三十五国(百九万五千五百六束)に上り、その他俘囚を置いた証左のある国は、丸山次郎によると、山城、大和、摂津、和泉、尾張、伊豆、安房、越前、丹波、備後、

安芸、阿波、豊前、多櫛の十三国一島に及んだといわれるから、畿内七道に亘り、四十七ヶ国一島に俘囚が置かれたことが知られる。<sup>17)</sup>かくも広範囲に、当時の版図の全域に亘つて分置され、最も遠隔の地である肥後国の俘囚料が十七万束を越えて、最大の巨額に上ることは、誰しも疑問とするところであろう。肥後国をはじめ、俘囚料の多少については、当然人数の多少と相応するものと思われるけれども、細かい理由は必ずしも説明しがたい。しかし、俘囚を遠路わざわざ移配した事実からすれば、そこに強い要求と、切実な理由が存したことは明らかであり、進んでは、当面の課題である「えみし」の農耕技術と深い関係があつたに相違なく、十分な検討を必要とする。

俘囚移配の目的は「勅。夫招夷狄入中州。為交野俗以靡風化。」という、延暦十九年五月二十二日の勅（類聚国史）に示されている通りである。律令制下にあつては、国民は農業に従事して、租庸調を納める義務を果すことが要求されているから、「為交野俗以靡風化」とあるのは、とりもなおさず弘仁十三年九月二十六日条（類聚国史）に「俘囚吉弥侯部小槻麻呂云。己等自帰朝化。経廿箇年。漸染皇風。兼得活計。伏望為編戸民。永従課役者。」とある小槻麻呂のように、編戸民となつて納税を負担することであるから、従つて俘囚教化の目的が、農民として日本人と等しきレベルに達すること、にあつたのは異論をいれる余地がない。この点について、高橋富雄が、律令政府は奴隸として「えみし」を使役しようとしたのではない、と論ぜられたのは正しいであろう。（「蝦夷」二六八頁）ただ、この場合俘囚の同化政策が、十分な成果を収めえなかつたところに、問題は複雑となる。

俘囚の同化の困難については、最初に延暦十七年四月十六日の官符（類聚三代格）を挙げねばなるまい。「右得大宰府解脩。所管諸国解脩。件俘囚等。恒存旧俗。未改野心、狩漁為業。不知養蚕。加以居住不定。俘遊如雲。至徴調庸。逃散山野。未進之累。職此之由。望請。免徴正身。至于蕃息。始徴課役。然則俘囚漸習花俗。国司永絶後煩。……」と

いう記述は俘囚の実体を最も鮮明にえがきだしている。このような史料は頗る多く、一々引用の煩にたえないが、政府の決意は堅く、類聚国史弘仁四年十一月二十四日(癸酉)条によれば、国司の監督を強化して「勅。簡諸国介已上一人為夷俘専当。遷去之代。更後復下。」とあり、同弘仁十一年四月七日(戊寅)条にも「以七道諸国介以上。為夷俘専当。」と命じ、専任担当者を定めて成果を挙げようと努めている。これには弘仁三年六月二日(後紀)、同四年十一月二十一日(類聚国史)、弘仁七年八月一日(同)の諸条に見えるように、俘囚内民化が功を奏しなかつたせいもあるが、その根底にあるものは、実は「えみし」の習性そのものにあつたと見るべきである。これに関しては次の史料を検討することによつて、自ずと明らかにされるであろう。すなわち(1)弘仁七年十月十日勅(類聚国史)、(2)同八年九月十日条(同)、(3)同十三年九月二十六日条(同)の一連の記事であつて、(1)には「勅。延曆廿年格云。荒服之徒未練風俗。狎馴之間不收田租。其徵收限待後詔者。今夷俘等。歸化年久。漸染華風。宜授口分田。經六年已上者從収田租。」とあつて、延曆二十年の格に従い、十六年を経過した今日、口分田を班給し、またすでに班給にあづかつて六年以上を経たものからは田租を徵收せよと、命じているのであるが、(2)によれば、その翌年「常陸国言。依去年十「一」月格。須經六年已上夷俘口分田収其租。而夷俘等雖霑厚恩。未免貧乏。伏望暫免田租。以優夷狄。許之。」という請願がなされ、班田後六年以上のものであつても、夷俘(俘囚<sup>18</sup>)は田租の負担に堪えぬことを報吾している。(3)はそれより、さらに五年後の常陸国の申請で、「常陸国言。俘囚吉弥侯部小槻麻呂云。已等自朝化。經廿箇年。漸染皇風。兼得活計。伏望為編戸氏。永從課役。勅。夫仰化之情。信有可愍。宜聽附公戸。莫科課役。」とあり、ここに初めて内民化を完了し、納税義務を果たしえ、編戸の民として取り扱われるにふさわしい俘囚が、生まれだたことを物語っている。ここに現われる俘囚は、おそらく延曆二十年、坂上田村麻呂が胆沢の占領に成功した当時の捕虜であり、類聚国史の延曆十九年五月廿一日条に

「陸奥国言。帰降夷俘。各集城塞。朝參相統。出入寔繁。……今夷俘食料充用不足。伏請佃卅町以充雜用。」と見えた、  
帰降の夷俘らを含むものかと思われるが、要するに彼等は、十六年後の弘仁七年に至つて「漸染薰風」という有様で、  
延暦二十年当時においては、とうてい口分田を班ち与えるべき者でなかつたことが明瞭である。それ故、弘仁十三年に  
吉弥侯部小槻麻呂唯一人が、正規の納税負担に堪えるに至つたため、特別に優詔を蒙つていたのであつて、他の俘囚の  
ほとんどが、まだまだ編戸の民とはなりえない状態に止まつていたことが確実である。従つて、これらの記録の対象と  
された俘囚が、諸国に移配されるに至つた当時、いかなる生活を送つていたかは、問わずして明らかである。三代実録  
貞観十一年十二月戊子条に「彼夷俘等。分居諸国。常事遊獵。徒免課後。多費官糧。」とあるのも参照すべきで、彼等  
が狩猟民であり、農耕の未経験者であつたことが推され、単に俘囚が食料、衣服、禄などを賜つたが為に、労働意欲  
を失つていたのだとか、租は収めえたが、調庸課役が負担能力を越えていたにすぎない、という解釈が妄想にすぎぬこ  
とが知られる。

さらに筆者は、日本後紀弘仁二年十月甲戌条に見えた、次の記事に注目したいと思う。「勅征夷將軍參議正四位上行  
大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰。……其蝦夷者。依請須移配中国。唯俘囚者。思量便宜。安置当土。勉加  
教諭。勿致騷擾。又新獲之夷。依將軍等奏。宜早進上。但人数巨多。路次難報。其強壯者步行。羸弱者給馬。」すなわ  
ち俘囚は陸奥国に止め置き、「新獲之夷」を移配したことが解るのであつて、諸国に配置された「えみし」がいかなる  
ものであつたかを示す貴重な史料である。ここで俘囚と呼ばれたものは、すでに農耕民化して、出先官憲と顔見知り  
でありながら、奥地に逃亡したもの、すなわち伊治公皆麻呂の類であり、従つて嚴重な監視下におくことによつて、その  
まゝ現地で内民化の道を辿らせることが容易である、と判断されたものに相違なく、新獲之夷は未だ日本人と接触の機

会が少なく、全く新らたに戦場に現われて捕えられたものである。従つて、まず農耕には経験の乏しい狩猟生活者と見るべきで、それ故にこそ、遠く内地へ移送し、教化を必要とするものであつた。彼等は遠い諸国に分散配置され、俘囚の生活を改めて踏み出したのである。ここに内地の俘囚が、いかにして選ばれたかが確認されたわけであり、何故彼等が農民化するのに長い年月を要したか、を説明することができるのである。律令制下の官人は、すでに農耕技術に長じ、程なく編戸の民となりうるような人間をわざわざ諸国に分配し、莫大な費用をついやして、長期間、無為に徒食させるほど、間が抜けていたとは思われない。他方において、狩猟漁撈に従事するものが、容易に農耕生活に切り換えができないことは、明治初年の北海道アイヌをはじめ、現在の漁村において、幾多の例証が挙げられる。<sup>(20)</sup> 弘仁二年二月癸酉の勅(日本後紀)に「勅。諸国之夷。唯仰公粮。宜其男女皆悉給粮。但不得及孫。」とあるのは、政府もその間の事情を、十分承知していたことを示すものである。前出の吉弥侯部小槻麻呂の場合は、延暦二十年の捕虜とすれば、満二十一年の後となり、孫の代である公算が大きい。「但不得及孫」とあるのは、経験によつてその頃には、農民としての教化を、完成しうるであろうことを、知つていたものと見て大過あるまい。

さて論述が複雑多岐に亘つたが、筆者の目的は、文献に基いて「えみし」の生産手段を復原するにある。その結果は、(1)狩猟民の存在は確實であるということが知られたが、(2)別に現地にあつて、編戸の民となり、位階、勲等、姓を賜わり、郡領に補せられるようなものもあり、在地の俘囚というものを無視しえないことも指摘しえた。特に直接日本人との接触が乏しい奥地にも、農耕を業とするものが存在しており。その起源は、遠く弥生文化の時代に遡るらしいことも注意されたのである。ただ筆者は(1)と(2)は同時に存在したものであり、日本人の浸透が長期に亘り、しかも南からの一方的前進であつたがために、空間的にはかなりの差が見られたであろうが、時間的に劃然と前後するものではない

ことを、改めて主張したいと思う。そのような同時並存の状態については、前稿「文献に現われた蝦夷の分類的称呼について」（史学三三一）を参照されたい。

## 二言 語

「えみし」がどのような言語を話していたかを知りうるならば、アイヌであるか否かを、たやすく決定しうるであろう。ところが、それを窺いうる史料は皆無といつてよい。ただ、間接に推定を試みることは、全く不可能とはいきれないから、ここに項を新たににして、考察を加えたい。

まず、古代「えみし」に関する文献のうちには、「えみし語」の文章はもちろん、単語すらも収録されたものが見当らず、ただ、いくつかの人名、地名を知りうるに止まるのであるが、試みにこれを列記してみると、人名には

足振辺、大羽振辺、遠津闇男辺（景行紀）、綾槽（敏達紀）、膽鹿島、菟穂名、恩荷、沙尼具那、宇婆左、馬武、青蒜（齊明紀）、伊高岐那（天武紀）、鉄折、脂利古男麻呂、八釣魚、伊奈理武士（持統紀）、阿豆流為、乙代、諸絞、八十島、伊佐西古、宇蘇弥奈、古麻比留、計安墨、小掾、金夜、志良須、宇奈古、宇屈波宇、賀例努（続日本紀）、都留岐、伊加古、都保呂、史闕難（日本後紀）、於加保、宇加奴、億可太、志波宇志、守志為奈、己波美（続日本後紀）、阿奴志己、阿波蘇、穩賀、阿豆良、母礼、奈伎宇、豆僅奈、母志、些子、等波醜、於夜志閑、欠奈閑、伊良由、良佐閑、何毛伊、志礼初、佐津古、於等利、阿比登、延多孝、弥加止、宇夜古、宇奈岐、独伎（日本紀略、日本逸史、類聚国史<sup>21</sup>）

などが挙げられる。これらを一覧すると、恩荷と穩賀、阿豆流為と阿豆良のように、同名異人と覚しきものが、年代を異にして現われるから、それらはポピュラーな名前であつたかもしれず、古、閑、或いは「ナ」で終るものが多いこ

とも特徴と見られるが、いずれも後代の「アイヌ」(狄)ほど頻繁に現われるわけではない。また、田名網宏も認めたとように、日本人らしからぬものが多いのも事実であるが、さてアイヌ語であるかといえ、何ともいえないというのが、いつわらぬところであろう。次に地名を列記してみる。

罫田、淳代、都岐沙羅、肉入籠、胆振鉏、問釜、津軽、後方羊蹄、都母、弊賂弁島、淳足、避翼、比羅保許山、雄勝、胆沢、丹取、志理波、伊治、伊具、志波、稗縫、江刺、覚贅城、徳丹、優嗜曇、閉(弊)伊、爾薩体、爾薩南、宇漢迷、平鹿、上津野、方口、姉刀、覇別、檻別、邑良志閉、邑良志別、(盤具)、(大墓)<sup>(22)</sup>

この場合も人名と同じく、日本語らしくないものが大部分であるが、地名は人名以上に奇妙な名称が、今日われわれの間でさえ用いられており、音によつても、文字のもつ意味からしても、説明困難なものが多いから、軽々しく論ずることは適當でない。しかし、わずか三例ではあるが、「ベツ」という音をもつものが存在することを、看過してはなるまい。すなわち覚贅、覇別、檻別であつて、ベツはアイヌ語の川を意味する言葉であり、地名として好んで用いられることは衆知の事実である。詳記の自由を持たぬが、山田秀三の教示によると、北海道のアイヌ語地名のうちで「ナイ」のつくものが最も多く、「ベツ」がこれに次ぎ、東北地方に現存するアイヌ語らしき地名についてみても、大体同じ比率を示す<sup>(23)</sup>。金田一京助の研究にも説かれているように、この点は極めて重要な意味を持つてであろう。ただ、残念ながらことには、古文献に現われた他の多くの地名が、アイヌ語と断ぜられないので、この三例のみでは、いかにも根拠に乏しく、言語の問題は、さらに別途の研究を必要とするとはいうまでもない。

ここで蝦夷が「えみし」と訓まれたことを、再び論証するまでもないと思うが、さて「えみし」とはどのような言葉であろうか。「アイヌ」がアイヌ語の人を意味するように、その原義を解しえたならば、論争の帰結は決定的となるで

あろう。それ故、古くから多くの学者が、各自の全能を傾けて論じてきたのも当然であつたが、惜しむらくは、まだ完全に分らぬとされたとはいひがたい。金田一がアイヌ語の「エムチウウ」という言葉から、転訛する可能性があることを主張されている点を記すに止める。また、蝦夷という文字をあてたことに対しても、様々な議論が公けにされているが、たとえ「カイ」という呼び名はなかつたにせよ、カイという音の漢字が用いられている点は注目すべきで、松浦武四郎は天塩日記に、アイヌの老人が昔はカイ、カイナといったのが、アイヌというようになった、と述べたことを記しているから、さまざまな論があるにせよ、カイ↓蝦夷という関係がなかつたとは断定しがたい。文字がカイで、訓が「えみし」という点では、少しく我田引水の気味があるが、これによつて論を立てるのではなく、消極的に可能性が認められることを注意しておく。

最後に、言語に関して残された問題として、通訳の存在と、夷語に通じた日本人に關係する記録を検討してみよう。さきに人名、地名を通観して感じたことは、日本人のものとしては、かなり異様だということであつた。これから「えみし」の言語が、日本語ではなかつたかもしれぬという疑問が、当然出されてよいと思われる。それと相応じて、通訳の存在が指摘されるのであつて、続紀養老六年四月丙戌条には「征討陸奥蝦夷。大隅薩摩隼人等將軍已下及有功蝦夷。訳語人。授勲位各有差。」と見え、三代実録元慶五年五月庚戌条には「授陸奥蝦夷訳語外従八位下物部斯波連永野外従五位下。」とあり、延喜式を見ると、卷三十六蔵省の賜蕃客例条に「訳語人有位准当無位布一端」と記される、位「えみし」との間に通訳を介して意を通じたことが知られる。また、藤原保則伝には「春風少遊辺塞。能眺夷語。即脱甲冑棄弓牟。独入虜軍。具宣朝命。皆如公意。於是夷虜叩頭拜謝云。」とあり、日本後紀延暦十八年二月乙未条には「流陸奥国新田郡百姓弓削部虎麻呂。妻文部小広刀自女等於日向国。久住賊地。能習夷語。屢以謗語騷動夷俘之心。」とも記されているか

ら、夷語が日本語でなかつたことは明らかで、その習得は容易でなく、小野春風や弓削部虎麻呂は、特技の所有者と見なされていたことがわかる。この点については、故藤田亮策先生から厳しい批判があり、今日でさえ鹿児島県人と津軽の出身の間者では、意志の疏通がむづかしく、それぞれの方言は著るしく異つてゐるから、“えみし”の言語も方言と解すべきではないのかと、再三御注意をうけたのであつたが、“えみし”を除くと、隼人をはじめ、国内で通訳を用いた形跡はついに見当らず、特に“えみし”について必要があつたというからには、“えみし”の言語が日本語ではなかつたと主張せざるをえない。しかも、前記の通り、隴気ながら“エミシ”と“エムチユウ”、蝦夷とカイの間に脉絡があり、地名においてはベツの存在が知られることから、アイヌ語との結びつきが窺われる以上、現状においては“えみし”の言語をアイヌ語、又はそれに近きものであつたと見なすことが、許されるのではなからうか。詳論は別の機会にゆずるが、この際、東北地方に“えみし”以外の異族が存在しえた可能性は乏しく、<sup>24)</sup> “えみし”の人名が、それ以外の外国語であつたとする推定が成立する余地も、ほとんどないことを想うべきである。

### 三 考古学的文化段階

次に考古学上の文化段階について、復原的な考察を加えよう。つまり、“えみし”は石器時代に止まっていたか、金属器を駆使していたか、という課題についてであるが、従来の研究には、まず、この点を明らかにして、どのような遺跡遺物が“えみし”の残したものであるか、を論証した例がなく、単に石器時代であるとか、鉄器文化に進んでいたとか、半ば意のままに論をなしたにすぎなかつた。しかし、予じめ、そのいずれかを確認しておくことによつて、はじめに遺跡遺物との対比が可能になり、史学と考古学との共同研究が、実を結ぶことになるのは自明の理であるから、筆者にとつては極めて重要な問題で、文化復原のうちでも、最大の比重を与えるべきであると思う。

ところで、「えみし」が金属器を用いたことを示す文献としては、次の三例を挙げうる。(1)性靈集の贈野陸州歌に「手上每執刀与矛」とあり、(2)三代実録元慶二年六月七日条に「更有賊五人……追射殺三人。……奪鞍馬弓矢靱劍等物有数……」とあるから、彼等が刀、劍、矛の類をもっていたことが知られ、それらが鉄製利器であることも確実である。また、(3)延暦六年正月二十一日の官符(類聚三代格)に「綿既着賊襖胄鉄亦造敵農器……」とあるから、鉄製農具の存したことも窺われ、特に胄鉄をもつて農器に作りかえる技術を有していたらしい点は注目される。ところが、「えみし」の鉄器利用を記した記録は、これらの三例にすぎず、(1)が弘仁六年正月(A. D. 815年)、(2)がA. D. 878年のもので、共に年次の遅れた史料であり、(3)のみがわずかに早くA. D. 787年の記事であるが、これとても胆沢の攻防戦の最中で、その対象は胆沢を中心とする農民化した「えみし」、或は叛乱を起した俘囚であつたに相違ないから、同化の傾向が顕著なものについて述べられた記事と見なされ、決して「えみし」本来の文化を示していると認めるわけにはいかない。かえつて、関市令のうちに、「凡弓箭兵器。並不得与諸蕃市易。其東辺北辺。不得置鉄冶。」とあるのを重視せねばならぬことになる。すなわち、この規定は養老令制定の際、はじめて作られたとしても、A. D. 718年のことであり、それ以前から存したとすれば、前記の諸文献より、少なくとも七十年古く、より「えみし」本来の姿を伝えると見られるからである。条文の前段は一般的なものとして、しばらく措くが、後段の東辺北辺は、いうまでもなく陸奥出羽を指し、そこでは特に鉄器工場を置くことさえも禁じられているのは、いかなる理由によるのであろうか。「えみし」が鉄の利用に習熟せず、独自に鉄器を作り出すことができなかつたことを示す、と考へざるをえないではないか。高橋富雄は「蝦夷」の中で(二七〇頁)延暦六年の官符を引き、彼等の間に鉄器製作技術の存在を強調しているが、この関市令の規定に触れていないのは、別の考へを持つておられるためであらうか。筆者はさきの官符の記載を認めるとして

も、冑鉄を利用する鍛冶の法を知るものがあつたに止まり、製錬法にまでは及ばなかつたと考える。交易の対象として、冑などが禁制を敷くほど大量に流入したとすれば、それは彼等が原料として輸入することに魅力を感じていたからに相違なく、私見を裏づける以外の何物でもあるまい。また“えみし”が一般に鍛冶の法を会得していたか否かも問題で、さきに触れたように、夷地に逃げ入ったり、往來したりする日本人の技術が利用された可能性もあるから、右の一例をもつて、立ち入った推論をなすことは危険であると思う。“えみし”が少なくとも奈良時代の中葉まで、十分鉄の利用を身につけていなかつたことは、以上に述べたところからして、明白であると思われる。

“えみし”が、完全に鉄器時代に進んでいないとしても、まだ青銅器か石器か、いずれの時代かという疑点が残されるであろう。しかし、日本側の弥生文化が、中部以東では青銅製品をほとんど用いていないこと、それが“えみし”に関する文献の上に全く現われていないこと、東北地方の遺物に青銅器は皆無といつてよいこと、などから考えて、前者は、あえて採り上げる必要がなからう。ただ、後者と決するには、重大な難点も残されている。第一に、石器を利用したことを明示する文献が、全然見当らないことであり、第二は続日本後紀、三代実録に、五回に亘つて石器に関する記事が見えるのに、当時の人びとが、その何者であるかを知らなかつたと思われる点が指摘されるからである。

この二点に対して反論することは、かなり困難であるが、全く不可能ではない。第一については、積極的なことはいえないが、性霊集の贈野陸州歌には刀、矛と並んで、「髻中挿著骨毒箭」の一句があつて、毒矢の使用を示すと同時に、鏃が骨製であつたことを伝えている。要するに、鉄の利用が不自由であつて、鏃のような消耗品には用いられるに至らなかつたことが窺われ、(毒を塗るための適不適も、もちろん考慮されるが)骨角器の存在がほぼ確実であるから、多分に石器時代的であるといえる。さらに、あまりに普遍的で、いちいち記す必要のないことは、記録に残らぬ場合が

多いから、「えみし」の石器使用は、当時の中央官人にとっては常識であり、従つて記録されることがなかつたと考えてもよい。鉄製利器が、その存在を特記する形で記載されていないことも注意さるべきである。以上を要約すれば、鉄器は存在しても、未だ稀少価値をもつにとどまり、それに代る青銅器は論外とすると、広く用いられたものは石器であるということになる。骨鏃の利用が現われているのは、矢毒が恐怖の的であつたことと相まち、恐るべき奇習として、特に姿を止めたのであると解されよう。

第二については、やや詳しい説明を加える必要があるかと思われるので、まず五つの記事を左に引用する。

(1) 続日本後記承和六年十月乙丑条、「出羽国言。去八月廿九日管田川郡司解僭。此郡西浜達府之程五十余里。本自無石。而從今月三日。霖雨無止。雷電斗声。經十余日。仍見晴天。時向海畔。自然隕石。其数不少。或似鏃。或似鋒。或白或黒。或青或赤。凡厥状体。銳皆向西。莖則向東。詢于故老。所未曾見。国司商量。此浜沙地。而徑寸之石自古無有。仍上言者。其所進上兵象之石数十枚。収之外記局。勅曰。陸奥出羽并大宰府等。若有機變。随宜行之。且以上言。克制權變。令禦不虞。又軫禍為福。仏神是先。宜修法奉幣。」

(2) 同承和七年七月己亥条、「奉授出羽国飽海郡正五位下勲五等大物忌神從四位下。余如故。兼宛神封二戸。詔曰。……今依此事氏力甚不敵奈利。儻而克敵留波似有神助止。申。今依此事氏臆量尔。去年出羽国言上留太。大神乃於雲裏氏。十日間作戦声尔石兵零利申之。月日。与彼南海戦間。正是符契利世。大神乃威稜令遠被留太事乎。且奉驚異。且奉歡喜。……」

(3) 三代実録貞観十年四月己卯条、「出羽国言。飽海郡月山。大物忌両神社前。雨石鏃六枚。」

(4) 同元慶八年九月丙戌条、「出羽国司言。今年六月廿六日秋田城雷雨晦冥。雨石鏃廿三枚。七月二日飽郡海海浜雨

石似鏃。其鋒皆向南。陰陽寮云。彼国之憂。応在兵賊疾疫。」

(5) 仁和元年十一月辛丑条、「去六月廿一日出羽国秋田城中。及飽海郡神宮寺西浜雨石鏃。陰陽寮言。当有凶狄陰謀。兵乱之事。神祇官言。彼国飽海郡大物忌神。月山神。田川郡由豆佐之壳神。俱成此恠。崇在不敬。勅令国宰。恭祀諸神慎警護。」

従来、これらの記録は、九世紀中葉のころには、石鏃が何者によつて作られ、使用されたかが、すでに忘れ去られていたことを物語る好例とされ、東北地方においても、石器時代の終末が新らしいことではないとする説にとつて、きわめて有力な証拠であり、筆者の推定とは根本的に異つた結論を導くものと解されてきた。しかし、さきに述べたところから明らかのように、筆者の見解は別の有力な文献から、無理なく導かれたのであるから、その信憑性が否定されないかぎり、これらの石鏃に関する記事に対して、別個な解釈を下しうる可能性があるのではないかと疑われてくる。

そこで、これらの記述を注意深く見てゆくと、(3)と(5)にあつては、何のためらいもなく「石鏃」と記しているから、石で作られた鏃の存在自体に、それほど深い疑いを懐いているとは思われぬ。(1)の「自然隕石似鏃」という表現も、天から降つたものという認識が主体をなしているのであつて、これらを通じて観取される点は、石鏃の出現そのものを問題としたのでもなければ、石鏃の正体を説明することが主眼でもなく、「本来石がない砂浜などに見出された」とか、「降雨雷鳴に伴つて天から降つた」と見られたこと、「鋒が一定の方向に向き、わが国を攻撃するかのよう」に見えたこと、征夷と関係の深い神社や秋田城、或いは、かつて肅慎の来寇を受けた飽海郡の海岸など、発見の場所が特別な意味をもつ点が指摘され、この頃、根強く人びとの心をとらえていた陰陽思想の所産として生まれた怪異譚にすぎないことに気づくのである。<sup>(25)</sup>それ故、これらの記事を、当時の人が石器使用に関する知識を持たなかつたとか、一段と飛躍し

て、「えみし」の石器使用の事実を否定する資料とすることは適當でない。前稿に、初め石器使用の事実を知らなかつたので、(1)では「隕石云々」と記し、後に性質が明瞭となつたので、(3)(5)においては「石鏃」と記されたと推定しておいたが、右のように考えることによつて、撤回すべきであると思う。仮に一步をゆずり、「えみし」の文化が進んで石器の使用が止み、発見された石鏃の意義が不明で、奇怪視されたことが事実であつたと仮定しても、特に注意を払わぬ事柄は、意外に急速に忘れ去られるものであるから、この地方における石器時代の終末がいつであるかという問題を解決する鍵とすることは許されない。むしろ二例までが「石鏃」と明記し、江戸時代のように「天狗鏃」(和漢三才図繪)とか、「神箭とて鏃の如くなる石」(広益俗説弁)とか、「雷斧、天狗飯匙」というような、奇怪な書き振りが顯著でないのは、さきに注意したように、天変地異、場所の特殊性、発見状態に主眼がおかれていることとあわせて、「えみし」の用いる石鏃を知つていながら、ことさらに異変を強調するために作為された、陰陽思想の産物にすぎないことを物語るとも解しうる。かくて、「飽海神軍」の物語を残した出羽の石鏃記事も、筆者の説くところを、必ずしも否定しないことが明らかになつたとすれば、「えみし」は奈良時代、またはそれ以後に至るまで石器を用い、日本人と同化したもの、或いはその影響を強く受けたものから、次第に鉄器を利用するに至つたのであり、農民化と歩調を一にしたと考えて、なんら差支えないと思われる。その轉換の時期については、後に改めて触れるであろう。

なお、「えみし」の主要な武器は弓矢であつた。これに関する文献を挙げると、

- (1) 景行紀四十年秋七月条、「是以箭藏頭髻。」
- (2) 齊明紀四年四月条、「齋田蝦夷恩荷進而誓曰。不官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持。」
- (3) 同五年七月条(難波吉士男人書)、「於是蝦夷以白鹿皮一。弓三。箭八十。献于天子。」

(4) 新唐書東夷伝、「蝦夷亦居海島中。使者鬚長四尺許。其珥箭於首。令人載瓠立數十步。射無不中。」

(5) 通典辺防条、「尤善弓矢。挿箭於首。」

(6) 性靈集贈野陸州歌、「髻中挿著骨毒箭。……弯弓飛箭誰敢囚。……」などがあり、実際の戦斗状況については、

(7) 続紀延暦八年六月甲戌条、「官軍戦死廿五人。中矢二百卅五人。投河溺死一千卅六人。」

とあつて、衣川の戦における戦死傷者は、ほとんど矢創によるものと思われるし、

(8) 元慶二年六月辛未(三代実録)条に見える秋田城附近の戦斗についても、「路遇賊三百余人合戦。射傷賊十人。官軍被傷七人。貞道中流矢而死。……奪取賊弓卅一。鞞廿五。……権掾有房殊死而戦。殺賊数人。賊矢中左脚。……」

とあつて、弓戦が主体であることを知る。しかも「えみし」の射術の優秀性は、全く官軍を圧していた。

(9) 続日本後紀承和四年二月辛丑条、「陸奥国云。劍戟者交戦之利器。弓弩者致遠之勁機。故知五兵更用。靡一不可。況復弓馬戦斗。夷獠之生習。平民之十不能敵其一。然至于弩戦。雖有万方之獷賊。不得对一弩之飛鏃。是即威狄之尤者也。」

(10) 類聚三代格同日付官符、「右得陸奥国解僞。弓馬戦斗夷狄之所長。平民数十不敵一。但至于弩戦雖有万々之獷賊不当一箭之機發。尤是威狄之至要者也。」

とあるのは、その間の事情を語つて余すところがない。特に空海の詩によつて矢毒があわせ用いられたこと、飼養された馬が騎乗用、騎戦用に利用されていたことを知りうるのは、いずれも「えみし」の異種族であつたことを暗示する、興味深い事実といわねばならない。

(未完)